



## 「黒い雨」訴訟を考える

柴生田 晴四

(経済倶楽部理事長)

▼広島地裁は7月29日に、広島への原爆投下後に降った放射性物質を含む「黒い雨」で健康被害を受けたとして、広島県と広島市に対して被爆者健康手帳の交付を求めた裁判で、原告84人全員を被爆者と認め、県と市に手帳の交付を命じる判決を言い渡しました。これに対して被告である県と市は8月12日までに援護法を所管する厚生労働省との協議を踏まえて控訴することを決めました。

▼判決直後に県と市は厚生労働省に対して「控訴したくない」との意向を伝えていたとされます。しかし、国側はこれまで県と市が求めていた対象区域の拡大を前向きに検討するとの姿勢を示すことで控訴決定を説得しました。県と市は対象区域拡大によって今回の原告以外の被爆者の救済につながる可能性があることから厚生労働省の説得に応ずることにしています。しかし、今回の判決を受け入れた場合には、判決の趣旨を踏まえて対象区域を見直すことは、国の当然の責務となります。県と市は2008年に行った調査を基に対象区域の拡大を要請してきた経緯があり、今回の判決はこれまでの県と市の要請を実現する大きな後押しになったはずです。

▼国は76年に、爆心地の北西部にある楢円状の地域に大雨が降ったとする気象台の調査を基にこの区域を「健康診断特別区域」に指定し、この区域にいた人は被爆者に準じて健康診断をうけることができ、一定の病気が判明すれば、被爆者健康手帳に切り替えられるという制度を導入しました。しかし、この指定区域を少しでも外れた市民に対しての手帳の交付は頑なに拒んできました。今回の判決では、気象台の調査について、「調査範囲やデータに限界がある」ことを指摘、その一方で、複数の専門家による聞き取り調査を基に「より広い範囲に黒い雨が降った事実を確実に認めることができる」と結論づけました。援護法を所管する厚生労働省の役割は援護法の目的を

遂行するために少しでも多くの被爆者の援護が行えるようにすることです。県や市からの新たな調査を基にした区域拡大の要請を拒み続け、司法の場でその正当性が否定されてもなお判決に異を唱える姿勢は常識では理解できません。

▼決して自らの誤りを認めず、既定の方針の変更を拒む態度は多くの官僚にみられる悪弊です。社会の良識に照らして、こうした行政機構の頑迷さを打破するのが行政の責任者である政治の役割です。担当大臣や大臣を指揮する総理大臣こそがこうした時にこそ指揮権を發揮しなくてはならないのです。国民の側にとって官僚の姿勢をただすべき厚生労働大臣や首相はどこで何をしていたのでしょうか。